

一般社団法人島根県建築士事務所協会 定款

2013/4/1

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人島根県建築士事務所協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、島根県松江市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を島根県内の必要の地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、建築が都市形成の重要な要素をなし、産業経済文化の進展と社会福祉向上の基盤の一つであることに鑑み、その調和のある発達を期して、建築の設計及び監理に関する学術と業務の進歩改善並びに品位の保持に努めて、公益の増進に寄与すること、及び、建築士法（昭和25年法律第202号以下同じ。）第27条の2に基づく団体（以下「法定団体」という。）として建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主（以下、「建築主」という。）の利益の保護を図ることを目的とする。

(規律)

第4条 本会は、法定団体としての理念に基づき、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的達成と社会信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築に関わる地域の秩序ある発展と社会福祉の向上に関する調査研究及び広報
- (2) 建築関係法令の遵守及び適正な施行の推進

- (3) 会員の秩序の保持及び倫理観の醸成
- (4) 関係官公庁及び関係団体との連携・協力
- (5) 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に係る契約内容の適正化、及び建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告、その他関連する業務
- (6) 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主、その他関係者からの苦情を解決する業務
- (7) 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計・監理等の業務に関する研修業務
- (8) 建築士法に基づき、島根県知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧に関する事務
- (9) 建築士法に基づく、登録講習機関からの受託業務
- (10) 建築士事務所の経営管理及び建築設計・工事監理等の業務に関する調査研究
- (11) 建築士事務所の業務技術の進歩改善及び地位向上に関する調査研究
- (12) 建築設計・工事監理等の業務に関する講演会、講習会、研究会、見学会等の開催
- (13) 建築物の耐震診断及び耐震補強設計の耐震性能を評定する業務
- (14) 図書、会報及び印刷物の刊行頒布
- (15) 建築士事務所及び所属する建築士等の親睦及び福利厚生の上昇に資する事業
- (16) 公共団体からの業務委託に関する事業
- (17) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本会は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員：建築士法に基づき、島根県知事又は島根県知事から指定を受けた指定事務所登録機関から登録を受け、本会の目的に賛同して入会した建築士事務所の開設者

(2) 賛助会員：本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項第1号の規定にかかわらず、開設者がその建築士事務所に所属する者の中から正会員の権利及び義務を委任した者は正会員とみなす。

(会員の義務)

第7条 会員は、常に品位を保持し、その業務を誠実に行わなければならない。

2 正会員は、不当な手段によって他の会員と競争して業務を行ってはならない。

(入会)

第8条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書により申し込まなければならない。

- 2 入会は理事会において可否を決定し、本人に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する入会申し込みがあったときは、正当な理由が無いにもかかわらずその入会を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。
- 4 正会員または賛助会員の入会は、本会に入会金を納めたときにその効力を生ずる。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、入会金として正会員5万円、賛助会員2万円を納入しなければならない。

- 2 会員は、総会において別に定める会費を毎月前納しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、会費を完納した上退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項の規定にもかかわらず、第12条第1項各号の規定に該当するおそれがある場合は、理事会の承認を得なければ退会できない。

(会員資格喪失の要件)

第11条 会員は、次のいずれかの事由によって脱会する。

- (1) 正会員にあっては第6条第1項第1号に該当しなくなった場合
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員総数の半数以上が出席し、正会員総数の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款若しくは理事会が別に定める倫理規定に違反したとき
 - (2) 本会の名誉をいちじるしく毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) 会費を1カ年以上滞納したとき
 - (4) その他、正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の1週間前までに理由を付してその旨の通知をし、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 第1項の規定によって除名したときは、本人に通知しなければならない。

(懲戒)

第13条 会員が、理事会が別に定める懲戒規定の懲戒事由に該当する行為をしたときは理事会の議決を経て懲戒することができる。

(資格喪失、除名及び懲戒の再審査)

第14条 前3条により会員資格の喪失、除名及び懲戒の決定を受けた者は、その決定に対して異議があるときは、それぞれの決定を受けた日から30日以内に、書面によってその事由を記し、会長に再審査の請求をすることができる。

- 2 会長は前項の請求に理由があると認めたときは、理事会にはかつて再審査を行う。
- 3 前項の再審査で前の決定が不当であると認定したときは、会長はこれを取消す。
- 4 再審査における決定は本人に通知する。

(納入金の不返還)

第15条 既納の入会金及び会費は、その理由の如何を問わず返還しない。

(会費の滞納)

第16条 会員が会費を滞納したときは、会長は理事会の議決を経て、その会員の権利を停止することができる。

(異動の届出)

第17条 会員は、次の事項が発生したときは、すみやかにこれを会長に届け出なければならない。

- (1) 住所その他建築士事務所開設登録事項の変更
- (2) 建築士事務所の休止又は廃止

(資料の提出)

第18条 本会は、会員の業務に関する調査を行うため、会員に必要な資料の提出を求めることができる。

- 2 会員は、前項の規定によって資料の提出を求められたときは、すみやかに協力しなければならない。
- 3 第5条第1項第6号に掲げる事業に関して、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求められた会員は、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第19条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上25名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事及び1名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、監事のうち1名については、会員以外から選任するものとする。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記する。

(理事の職務権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。

5 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務を執行する。

6 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事の中から、業務を分担執行する理事を選任することができる。

7 副会長、専務理事、常務理事及び前項に規定する業務を分担する理事は法人法第91条第1項第2号に規定する業務を執行する理事とする。

8 業務を執行する理事の分担執行する事項は、理事会が別に定める。

9 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、職務執行の状況を理事会で報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。増員により選任された役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 役員は、第19条第1項で定めた役員員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第24条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。ただし、監事を解任するときは、正会員総数の議決権の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員には総会において定める総額の範囲内で報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(相談役、名誉会長及び顧問)

第26条 本会に相談役、名誉会長及び顧問をおくことができる。

2 相談役、名誉会長及び顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。任期は推薦した会長の任期に準ずる。

3 相談役、名誉会長及び顧問は、重要会務について会長の諮問に応ずる。

第4章 総会

(総会の種類)

第27条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の構成及び権限)

第28条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は、次の各事項について決議する。

- (1) 会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 常勤役員等の報酬の総額
- (5) 定款の変更
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 解散及び残余財産の帰属
- (8) 合併、事業の全部の譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 長期借入金並びに重要財産の処分及び譲り受け
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第29条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(総会の招集)

第30条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 正会員総数の5分の1以上から総会の目的及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき、会長は、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 第1項の理事会の決議を要する事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的及び審議事項

(3) 総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

4 総会の招集は、その総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した文書又は電磁的記録をもって、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。ただし、前項第3号に掲げる事項を定めた場合には、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第31条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(総会の議決権)

第32条 正会員は総会において各1個の議決権を有する。

(総会の決議)

第33条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は正会員として評決に加わることはできない。

4 第2項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の議決権の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

5 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得

た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面議決等)

第34条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、書面表決者又は表決委任者は、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第35条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録記名人の選任に関する事項
- (7) 社員総会に出席した理事、監事の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (9) その他法令で定められた事項

2 議事録には、議長及びその総会において選出された議事録記名人2名以上が記名押印をしなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第36条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし議決に加わることができない。

(理事会の権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任及び解任

- (2) 業務を分担執行する理事の選任及びその権限
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定

(理事会の種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度開始の日の前日までに1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(理事会の招集)

第39条 臨時理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 会長は、理事及び監事の全員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した文書又は電磁的記録をもって、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるとき、理事会の議長は、副会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として評決に加わることはできない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときを除く。

(理事会への報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第21条第9項の規定による報告については、適用しない。

(理事会の議事録)

第45条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録記名人の選任に関する事項
- (7) その他法令で定められた事項

2 議事録には、理事会に出席した会長及び監事が記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第46条 本会に基本財産をおく。

2 基本財産は、基本財産に指定された寄付金及び総会で繰入決議をしたものでこれを構成する。

3 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(経費の支弁)

第47条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、基本財産及び事業から生ずる収入並びにその他の収入でこれを支弁する

(資産の管理・運用)

第48条 本会の資産の管理及び運用は会長が行なう。その方法は、理事会の決議を経て、会長が定める。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第50条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、理事会の承認を経なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第51条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) その他法令で定める事項

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に10年間備えおくとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議をもって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第3条、第5条第1項第5号から第7号、第6条第1項第1号及び第8条第3項の規定は建築士法第27条の2及び第27条の3の改正がない限りこれを変更することができない。

(解散)

第53条 本会は、法人法第148条の規定により解散する。

2 前項の規定は、総正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 本会が、解散により清算するとき有する残余財産は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 公告方法

(公告方法)

第55条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない理由により前項の電子公告ができない場合は官報に掲載する。

第9章 補則

(委任)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(委員会)

第57条 本会は、事業執行上必要に応じ理事会の決議を経て委員会を設けることができる。

2 前項の委員は、理事会にはかつて会長がこれを委嘱する。

(事務局)

第58条 本会に事務局を設け有給の職員をおくことができる。

2 職員は会長が任免する。ただし、重要な使用人に該当する場合は、理事会の決議を要する

3 事務局の職員は、上司の命を受けて会務の処理に従事する。

(法令準拠)

第59条 この定款に定めのない事項は、法人法その他法令の定めるところによる。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は矢野敏明とする。最初の業務執行理事は（副会長）渡辺保博、江角彰宣、田原道人、（常務理事）坂本拓三とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第49条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。